

平成31年度

保育施設一斉入所の受付について【旭区版】

☆ 申込書の受付時に入所面接を行いますので、必ず、対象となるお子さまとご一緒にお越しください。

☆ 申込については第1希望の保育施設の受付日(別添の日程表)にお越しください。

☆ 期間中は大変混み合うことが予想されますので、お時間に余裕を持ってお越しいただきますようご協力ください。

●希望施設の確認・決定

- ・希望施設には日程を調整のうえ、事前に見学してください。
- ・保育施設によって入所可能年齢や利用時間、諸経費などが異なりますので、希望施設に確認してください。

●申込みに必要な書類の準備

- ・『就労・就学等証明書』などの証明が必要な書類は、手元に届くまでに **時間を要する場合があります** ので早めにご準備ください。
- ・書類が揃わない場合でも受付・面接を行います。 **平成30年11月22日(木)まで** に必ず提出してください。

※証明がない場合や記載内容に不備がある場合は、利用調整において反映されないことがあります。

受付期間 平成30年10月1日(月)～10月15日(月)
 ※土日祝をのぞく

受付時間 9時～17時30分
 (ただし、10月5日と12日の金曜日は19時まで)

受付場所 旭区役所1階 第5会議室 ※面接は第6会議室

※第1希望の保育施設の受付日に都合がつかない場合は、保育施設の指定がない日か第2希望以下の保育施設の受付日にお越しください。

※他区及び他市所在の施設が第1希望の場合は、保育施設の指定のない日か当区の希望保育施設の受付日にお越しください。

※お子さまがご一緒できない場合は後日に面接日を設定させていただきますが、**必ず期間中に受付を済ませて** ください。

※受付期間を過ぎて申込書を提出された場合は、1次調整で選考できませんのでご注意ください。

(裏面に続く⇒)

確認してください

□希望保育施設は選びましたか？

- ・第6希望まで記入できます。通うことができる範囲でご記入ください。
- ・平成30年10月26日（金）に申込状況について旭区役所のホームページで公表します。保育施設の変更を希望される場合には『保育施設利用申込変更等届出書』の提出が必要となります。

変更期限 **平成30年11月22日(木)**

□年齢はおいくつですか？

- ・利用児童の年齢は、**平成31年4月1日現在**の年齢です。申込年齢により入所枠が異なりますので、年齢区分を確認してください。

年齢区分	対象年齢
5歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
4歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
3歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
2歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
1歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
0歳児	平成30年4月2日生まれ～

※生後6ヶ月未満のお子様は原則として利用ができませんが、産休明け（生後2～3ヶ月）からご利用できる施設もありますので、下記までお問合せください。

□保育を必要とする証明などはご準備できましたか？

- ・『就労・就学等証明書』には **事業所(会社等)の証明** が必要となります。
- ・自営業の場合は、**開業届出書(控)** または **営業許可証(写)** の添付が必要となります。
- ・『疾病・障がい状況申告書』の【疾病】欄には **医師の証明** が必要となります。
※本人記入欄の書き漏れにご注意ください。
- ・『介護・看護状況申告書』の裏面の【疾病】欄には **医師の証明** が必要となり、介護保険証など要介護状態の分かる書類を添付してください。

□同居または近隣に居住する親族の証明はご準備できましたか？

- ・**65歳未満の同居もしくは近隣(1km圏内)に祖父母** がおられる場合は、『保育理由証明及び申告書』（祖父母等用）が必要となります。
- ・**20歳以上65歳未満の同居の親族(おじ・おば・きょうだい等)** がおられる場合は、『保育理由証明及び申告書』（祖父母等用）が必要となります。

※上記以外にも対象のお子さまや世帯の状況によって必要な書類がありますので、『平成31年度 保育施設・事業利用の案内』P4～5をよくお読みください。

【問合せ先】

旭区役所保健福祉課（地域福祉）
TEL 06-6957-9857